

「安全」のまちづくり

安全な日常生活の確保

現況と課題

小松島市安全なまちづくり条例 平成6年に市民の皆さんの安全で快適な生活の増進に寄与することを目的に制定されました。現在、防犯協会、警察、金融機関、消防、消費者協会、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブなどから構成される「安全なまちづくり推進協議会」を組織し、犯罪や事故、災害のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めています。

交通安全 小松島市内で、平成19年中には、379件の交通事故が発生しました。これは、毎日、市内のどこかで交通事故が発生していることとなります。交通事故による死亡者数は、平成19年中に5人となっており、毎年市民の尊い人命が交通事故により失われています。

急速な高齢社会の進展や自動車保有台数・運転免許人口の増加に伴い自動車交通量が今以上に増大し、小松島市の交通安全の確保は、より一層困難になっています。

防犯活動 もっとも有効な防犯対策は、地域において、住民がお互いの顔を知っている状態です。小松島市では、小松島市防犯協会を組織するとともに、市内を10地区に分けて防犯活動を行っています。さらに地方防犯連合及び警察などと連携し、少年非行防止と健全育成活動・地域防犯活動の推進に努め、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の強化を図ることによって安全で安心なまちづくりをめざしています。また近年、地域における犯罪の防止と子どもたちの安全を守るため、全国的に青い回転灯を装備した車での防犯パトロールが行われており、小松島警察管内（小松島市・勝浦郡）においても9台の青色回転灯防犯パトロール車が巡回しています。



暴力排除住民会議街頭キャンペーン

消費生活活動 近年、食品の産地偽装や消費期限の改ざん、ガス湯沸かし器の中毒事故や悪質商法による消費者被害が多発しています。また、架空請求詐欺や還付金詐欺などの振り込め詐欺被害が後を絶たず、社会経験の少ない若年層や高齢者をはじめ、国民の「食」や「暮らし」の安全・安心が脅かされる状況にあります。さらに、ヤミ金による押し貸しや、多重債務問題が年々深刻化しています。消費者金融の利用者が1,121万人を越え、その内200万人余りが多重債務に陥っています。小松島市においても、平成19年度で8件、平成20年度も8月末現在で5件の相談が寄せられており、今後も増えることが予想されます。

基本方針

交通安全対策

「市は、市民の皆さんを交通事故から守るため、道路施設や交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携しながら市民の皆さんに対する交通安全意識の啓発や広報活動を行います。」

国や県など道路管理者と連携・協力しながら道路施設や交通安全施設の拡充とともに、警察・交通安全母の会・老人クラブ・交通安全指導員など各機関・団体が連携して交通安全教育や広報・啓発活動をより一層推進することにより、交通安全意識の高揚を図り、市民の皆さんが安全で安心できる交通環境を確立します。

防犯活動

「市は、市民の皆さんに対して防犯意識の啓発のための活動を行います。また、市民の皆さんがそれぞれの地域で積極的に結束を図ることを支援し、地域全体で協力体制を構築し、防犯活動の強化を図り、安全な社会生活を送れるよう犯罪のないまちづくりを推進します。」

市は、安全・安心な社会生活をいとなめるまちづくりに向けて、個人に対する防犯意識の啓発・高揚を行うとともに、地方防犯連合や関係機関と連携し地域防犯活動を支援し、地域における自主的な防犯活動の強化を図ることによって、安全で安心なまちづくりを推進します。

消費生活

「市は、消費者苦情相談などの消費者保護の体制整備を進めます。市は、市民の皆さんへ消費者トラブルの情報を提供します。市は、市民の皆さんに、消費者教育を通して意識の向上を図ります。」

市は、消費者苦情相談業務を行い、消費者の立場に立ち、消費生活における各種トラブルの解決を支援します。また、市は、消費者トラブルについての情報提供を行います。

国では、「消費者庁」が設置され、消費者行政の一元化が図られます。市においても、市民の皆さんに対して、必要な情報や教育機会の提供といった消費者保護政策に取り組むことで、市民の皆さんの安全安心な消費生活を確保^{まもり}します。

施策体系

●安全な日常生活の確保

- ⇨ 交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上
- ⇨ 防犯体制の充実・強化
- ⇨ 消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり

主な取組

(1)交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上

・国や県といった道路管理者と協力しながら、歩道や自転車専用道路の整備、横断歩道や信号機、道路標識の修繕、ガードレール・カーブミラー等の設置や改修など道路施設、交通安全施設の整備・



幼稚園児も参加した交通安全キャンペーン

改善を行い、歩行者や自動車・自転車の運転者の安全確保を行います。

・市は年齢に応じた交通安全教育を実施します。例えば、保育園児、幼稚園児、小学校低学年児童に対しては紙芝居、腹話術、エプロンシアター及び簡易信

号機での歩行訓練などを実施します。市内各小学校では、自転車に乗り始める3、4年生の児童に対して、簡易信号機での自転車教室を開催します。6年生の児童に対して、中学入学にあわせて自転車路上訓練を開催します。また、通学路においてドライバーへ交通安全を呼びかけるキャンペーンなどを随時実施するほか、交通安全リレー旗¹を活用し、交通安全運動を推進します。

- ・高齢者の死亡事故が半数以上と多いことから、高齢者の夜間の交通事故防止、高齢ドライバーへの運転教育を目的に、老人クラブでの各種講習、交通安全教室など重点的な取り組みを実施して高齢者の人身事故の予防を図ります。

(2)防犯体制の充実・強化

- ・各地域に応じた組織体制の強化を図り、夏・秋祭りなど地域行事にあわせた夜間特別巡視、街頭補導の実施などを通じ犯罪防止に対する意識と地域の連帯感の高揚を図ります。
- ・社会福祉協議会が行っている「地域の子供を守る活動」や地域防犯推進会の自主的活動を奨励し、近隣相互協力体制の維持及び関係機関・団体との連携強化を図ります。
- ・小松島市防犯協会、安全なまちづくり推進協議会、小松島警察署と連携し、小松島市内にある4つのJR四国駅前での放置自転車の調査、整理、撤去等の普及宣伝活動を行うことにより防犯意識の普及を図ります。

(3)消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり

- ・商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、広報誌やパンフレットまた市役所一階掲示板や「消費者月間」などのキャンペーンを利用して具体的な被害事例や予防策などの情報提供や消費者教育を推進し、消費者トラブルの未然防止を図り、引き続き消費者意識を高めていきます。
- ・食品の安全性やリサイクル活動など市民のみなさんの消費者としての自主的な活動を支援します。
- ・県消費者情報センターや消費者協会などと協力して苦情相談や消費者トラブルなど消費者行政を充実します。
- ・多重債務問題については、県の消費者情報センター、弁護士、司法書士と連携し、多重債務者の真の解決とも言える生活再建を図ることができる体制を整備します。

¹ 交通安全リレー旗 昭和47年6月30日発足の小松島市交通安全母の会連合会が、児童の交通安全運動推進の一つとして「交通安全リレー旗」を作製し、51年4月から小松島市内の11小学校で4月を除く毎月1校を巡回して、担当する小学校を「交通安全リレー当番校」として指定し、より一層の交通安全運動を進めています。

関連する取組

- ・「街が輝く」快適に暮らせる生活基盤の整備
主な取組(1)生活道路網等の整備…………… 116
- ・「人が輝く」生涯を通して学べる環境づくり
主な取組(3)青少年の健全な育成とより良い社会環境づくり…………… 92
- ・「『信頼』のまちづくり」共にすすめるまちづくり
主な取組(1)市民の皆さんの自主的な活動支援と公共サービスの担い手の育成…………… 72